

令和4年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）

(輝くふるさと常任委員会)

令和4年12月6日(火)

午前10時開議

【開会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第38号～第47号・要望第5号～第6号審査】

日程第2 議案第38号 令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第39号 令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・ 13

日程第4 議案第40号 令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）・・・・ 14

日程第5 議案第41号 令和4年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）・・・・ 14

日程第6 議案第42号 令和4年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）・・・・・・・・ 14

日程第7 議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・ 15

日程第8 議案第44号 葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例・・・・ 15

日程第9 議案第45号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例・・・・ 18

日程第10 議案第46号 葛巻町若者定住支援住宅条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

日程第11 議案第47号 盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについて・・・・ 19

日程第12 要望第5号 農業資材高騰に関する要望書・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

日程第13 要望第6号 農業資材高騰に関する要望書・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

令和4年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和4年11月24日（木）					
再開年月日	令和4年12月2日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年12月6日（火） 開議10時00分 散会12時01分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の標	議席番号	委員氏名	出席の標
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	-
会議録署名委員	4番	山崎 邦廣		8番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	檜木 幸夫		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松尾 さゆり
	副 町 長	觸澤 義美	まなび交流課長	大久保 栄作
	教 育 長	鹿崎 良宏	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	触沢 誉		
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
建設水道課長	和野 康弘			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝の挨拶をいたします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりで。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、山崎邦廣委員及び辰柳敬一委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第38号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

お尋ねをいたします。9ページをお願いいたします。歳入の14款2項1目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金6,352万7,000円でございます。これは、交付限度額確定による不足分の計上というお話でありました。これは、第3回の実施

計画に対応したものという説明がありましたが、令和3年度は第5回までであったようであります。今年度の交付は今回の補正で終了なのか、また今後の臨時交付金、どのように見込んでいるのかを伺います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お答えいたします。今回の補正予算で、地方創生臨時交付金6,350万円ほど計上しておるわけですが、これが3回目ということですが、当初1億600万円ほど計上しておりまして、9月の補正によりまして2,800万円ほど、そして今回6,300万円ほどということで計上しているわけですが、これで現在までのところ確定といたしますか、臨時交付金につきましては現段階ではこの額が最終的な額であろうと思っておりますが、今後またいろいろな対策が講じられてまいりますと、またその対策として、そういう事業に向けていくということになるかもしれませんが、現段階ではそのように捉えていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

山崎委員。

山崎邦廣委員

この臨時交付金であります。4年度も後半でありますが、この交付金について5年度に繰り越して使用できるものなのかを伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

現在のところ、この額を今年度内に事業を進めるということをごさいます。現在のところ繰り越しての事業という考え方はございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

それでは次に、25ページをお願いいたします。6款1項5目畜産業費であります。畜産生産資材価格等高騰対策事業費1億300万円、これは肥料、飼料、動力光熱費の高騰に対応するものというところであります。まず、補助対象農家戸数、そして生産資材ごとの補助となるのか、その詳細を伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。まず、農家戸数の関係

でございますが、乳用牛の部分で約100軒でございますし、肉用牛の部分で約60軒を見込んでいますところでございます。

それから、対象となりますのは農業所得の申告の際に経費として計上しております肥料代、それから飼料代、さらには動力光熱費、これらを補助対象とするものでございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

今後のこと、手続になりますけれども、今後の手続などの業務手続の流れにつきましてはどういう手続になるでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今後の事務的なスケジュールということによろしいでしょうか。本定例会議におきまして、今回の補正予算につきまして可決をいただいた後ということになるわけでございますが、早急に周知を図りまして交付申請の受付を行う予定としてございます。

交付決定後に、手続の早い方については1月中、それから今回の支払いの方法につきましては

概算払い、それから精算払いというふうな2回の支払いを予定しておるわけでございますが、1回目は1月中、それから2回目の精算払いにつきましては早い方で3月中のお支払い、最終的には4月末までには全ての補助金交付を終えたいというふうな予定で現在考えてございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

関連でお伺いをしたいと思います。現在酪農家、和牛とも、特にも餌の高騰によって、いわゆる牛が、雄子牛なんかは売れないというような、そういう状況でもあります。そういったことから、毎月の乳代が赤字だという状況であります。そういったことから、この年末を控えて、何とか年内に交付金をもらえないかという声が大変多くあります。

そういったことから、今の酪農家の状況、あるいは和牛農家、今回の補正を1億円取っていただきましたが、町の実態、あるいはその辺をどのように把握されて、そして今回の補正となったのか、その辺の基本的な考え方について。

私は、農業新聞等にも載っておりますが、こういった一時金の、これは大変助かるわけですが、ロシアのあの戦争等がまだまだ長引くというようなことで、抜本的な対策を取らないと、も

う酪農はやっていけないというような状況のように感じております。そういったことから、昨日も私はいろいろ酪農の先を見据えた取組について、まさにあの辺が今回の酪農家を救う一つの手だてだなというふうに思っております。

ただ、今回何とか早く、12月、できれば年内に交付いただくような方法を取れないものかというふうに思うわけなんです、その辺について、もし副町長のほうで全体のこういった補正を取らざるを得なかった、その辺の基本的な考え方についてお伺いしたい、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまの質問にお答えいたします。今回の畜産生産資材価格等高騰対策という、緊急対策ということで、今回1億300万円ではありますが、計上させていただいております。これにつきましては、新聞、テレビ等々でも報道されておるとおりでございます。令和3年度から令和4年度にかけて、先ほど以来お話ありますように肥料、飼料、それから動力光熱費という、その3項目にわたりまして、今農林水産省が去年からの上昇率を出している、物価指数といいますか、上昇指数を出しております、その指数を適用させながら、令和3年度、そして令和4年度の申告にその経費等が掲載されておるわけでありますの

で、それを比較して、そしてその影響度を出して、今回は200万円を限度に交付するという基本的な考え方でございます。

これにつきましては、今おっしゃいますように緊急性が高いということで、年内にというお話もありますが、そういう関係もございまして、今回、先ほど担当課長のほうから概算で支払いをしまして、その手続を今12月、この議会が終わりますと手続を取らせていただきまして、できるだけ早く皆さんのところに給付できるようにしたいというのが町の考え方であります。

ただ、ここで令和3年度の申告と令和4年度の申告を基に、その実態に合った影響度を基に最終的には精算をするという考え方でございますので、まず取りあえずそれぞれの規模に応じた経費というのが標準的な形で現在示されている部分もありますので、それを参考に一旦交付決定をさせていただきまして、そしてその申告が終わった時点で昨年度と今年度の比較をさせていただいて、それに基づいて今回精算をさせていただくというような、そういう手続を取らせていただくものであります。といいますのは、早めに農家に緊急対策ということの中で届けるという、そういうことを考えての事務手続をさせていただくということでもあります。

それからもう一点、これはどうしても緊急的な対策でありますので、先ほど言いますように一時的ではという話もあるわけではありますが、これにつきましては今回の状況を見ますと、餌の自給率

をどう高めるかという部分が大変大きな課題であると、このようにも思っております。したがいまして、令和5年度の対策等にも、そういう部分もしっかりと捉えた支援対策も、要綱等も見直しながら進めていくということも今内部で検討しているという状況でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

関連して質問したいと思います。一般農家に対する支援ということで、ただいまの1億300万円ほどは使われるということでございますが、聞くところによりますと一般農家でも飼料高騰などで毎月100万円を超える負担が増えているというようなことでもございました。

葛巻町として第三セクター、畜産開発公社を営んでいるわけでございますが、畜産開発公社の状況はどのようになっておるのか。また、いわゆる支援というか、そういったものは、これとはまた別枠で行われるのか、この中で行うか、その辺もお聞きしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。現在提案いたしました1億300万円は、農家を対象とした緊急対策ということで今回考えたものでございますが、先般の理事会等におきましても今の現状といたしますか、そういう中で厳しい状況にあるという状況のお話もございました。いずれ今後整理をしていただきながら、その対策は改めて検討させていただきたいと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

お願いします。29ページの10款教育費、学校管理費の小学校管理経費の需用費の電気料540万円、同じく30ページの10款教育費、学校管理費の中の中学校管理経費の電気料、これは先日の概要説明で電気料金の値上がり分ということでした。恐らく11月までの分だろうと思うんですが、電気料金は今後もまだ上がるような予想がされていますし、今後の見込みといたしますか、その辺のことは対策といたしますか、考えていらっしゃるでしょうかを聞きます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回の補正で計上しているものにつきましては、3月までを見込んでの補正となっておりますので、11月までということではございません。お願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

分かりました。もっとどんどん上がれば、また補正が入るのかなとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、毎年気になるのが燃料費、灯油代も今後上がることが考えられます。11月の部分だと、まだ灯油使っていないだろうなと思ひて、ここには計上されていないんですが、今後の見込みとしていかがでしょうか、お聞かせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（松尾さゆり君）

ただいまのご質問にお答ひします。灯油代等につきましても、一応3月までは見込んで予算を確保しているつもりではございますが、今後またさらに高騰するようなことがあれば3月補正でということになります。お願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

不足することないように、学校のほうで困ることがないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、すみません。30 ページの 10 款教育費の 2 目公民館費の委託料のところですか。公民館管理業務 57 万 2,000 円ですか。これは、公民館が新庁舎に移動するわけですね。この辺の委託料の関係は今後どうなるのかをお聞かせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

ただいまのご質問にお答えいたします。公民館管理業務の関係ですが、委員さんおっしゃられるとおり公民館機能が新庁舎のほうに移行するというか、移動する関係で、これまで総合センターで土日、あるいは夜間の管理、警備等を行っていたものを新庁舎のほうで行うといった関係から、今回ここに補正を組み替えて、総合センターのほうの経費を組み替えて計上するというので、補正をお願いするものでございます。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

ということは、委託は今までどおりということで考えていいんですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

今までどおりでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

18 ページ、民生費、1 目 18 節負担金補助及び交付金、②の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ということで 5,500 万円、そして 24 ページ、4 款、1 目水道整備費、こちらについても水道代を支援するというようなことで 1,538 万円ほど見込まれておりますが、これらはいわゆる諸物価の高騰に対して電気代、ガス代、水道代を、3 か月基本料金を支援するというようなことで決定したと聞いておりますが、具体的な内容についてお聞きしたいと思います。いつ頃、どのような形で給付が行われるのか。

そして、先ほども辰柳委員が申し上げましたけれども、年末年始、大変厳しい経済状況になると思いますので、できるだけ早く支援をいただきたい

と思いますので、その辺の時期的なもの等分かりましたらば教えていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（触沢誉君）

それでは、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましてお答えを申し上げます。こちらにつきましては、住民税非課税世帯に対しまして5万円を給付するという内容でございます。なお、給付の時期につきましては、速やかに進めてまいりたいと考えてございまして、早ければ12月中旬に1回、また12月の下旬に1回程度で、大体8割程度は給付できるものというように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

ただいまの質問についてお答え申し上げます。水道事業の水道料金緊急支援事業費のことでございますけれども、こちらにつきましては水道利用者に水道料金の基本料金を1月から3月までの3か月分について町が支援するというものでございます。また、町内では94%の方々が水道を利用してありますが、それ以外の方々、水道未普及地域の世帯へも同様に水道料金の基本料金3

か月分相当について町が支援をしようとしているものでございます。

今後のスケジュールでございますが、何分水道料金、水道を使用している方につきましては口座振替等を利用している方がほとんどなんですが、やはり一部の方で納付書払い、あるいは集金で支払っている方々がございます。そういったところもございまして、あと水道未普及地域の方々についても当然どういった形でその給付を支援できるかということで、今検討している最中でございますが、まずは支給する口座の確認だったりとか、あるいは水道未普及地域の方々には申請をいただくとか、そういった方法を現在至急検討ということで進めている状況でございます。時期的な部分については、これから再度検討いたしまして、早期に進めるように努めていきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

分かりました。できるだけ早めにお願ひしたいなと思っております。

次に、22ページ、4款、2目の予防費ということで、新型コロナワクチンの接種に関することだと思いますけれども、これについては今までの形のワクチンではなく、恐らくオミクロン対応型ワクチンの接種だと思っておりますが、これまでのワクチンの接種状況の詳細を教えてください

いと思います。

また、今回のオミクロンワクチンの接種率は大体何%くらいになっておるのか。

そして、これから冬に向け、もっと寒くなるにつれてインフルエンザと同時流行がうわさされております。これについてどのような対応を取るのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（触沢誉君）

お答えをいたします。また接種状況ということでございましたので、お答えを差し上げたいと思ひますが、これまで4回ですか、集団接種のほうを行ってまいってきたところでございます。ただ、4回目接種につきましては重症化リスクの高い60歳以上の高齢の方または18歳以上で基礎疾患をお持ちの方ということで、若干ここの部分は違うものという形で捉えてございます。

それで、2回目までの接種状況でございますけれども、これにつきましては町では91.4%、3回目接種では85%、4回目は先ほど言ったとおり若干内容が異なっておりますが、これにつきましては54.4%ほどの接種率となっております。

また、2点目のオミクロンの接種率ということでございますが、まさに今5回目の接種ということで、現在進行中のものがございますので、今後接種率というものが出てくるものというように

思っております。

また、3点目、インフルエンザとの関連でございます。インフルエンザにつきましては、オミクロン株のワクチンと同時接種が可能となっております。といったことから、ぜひかかりつけ医の方とご相談の上、接種を進めていただければと、このように考えておるところでございます。

以上であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

ありがとうございます。町内で現在もなお感染者は増えておるといふようなことでございます。この感染者の状況等についてお伺いしたいと思います。感染者の中で、ワクチンを接種したにもかかわらず感染してしまったといふような方もおられると思ひますけれども、どのような割合といふか、接種した方で感染された方、接種しない方で感染された方といふようなことで、その辺の割合はどうなっておるのか、また年齢別に町内の感染者の状況はどのような状況であるか、その辺を聞かせていただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（触沢誉君）

ワクチン接種者と感染者の関連でございますけれども、町のほうではワクチン接種者の氏名は分かりますけど、感染者につきましても、これは保健所のほうで捉えているものでございまして、把握できていないという状況でございます。よって、そのような関連性につきましては分からないというのが実情でございますし、先ほどに関連しますけれども、年代別につきましても何歳という形ではこちらでも把握できていないという状況でございますので、同様のお答えになろうかというように思っております。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

9ページ、お願いいたしたいと思えます。先ほど山崎委員から質疑がありました地方創生臨時交付金のことについてお伺いをいたしたいと思えます。3回目というようなことなようですが、この算定方法について、まず最初にお伺いしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、地方創生臨時交付金の内容について

ということでございますが、お答えを申し上げます。これまで3回、今回と合わせて3回の補正であります。その事業の内容でありますけれども、1つは商工業者の持続化給付金ということで、これについては売上げが減少している事業者への給付ということで、これを当初であります。1,000万円計上して、今回また第2弾ということで400万円計上しておるものであります。

それから、特産品の販売促進事業ということで、これにつきましても第1弾であります。当初で1,500万円です。特産品の送料に対する助成をしてきたところであります。

それから、3点目です。経済活性化事業であります。これはエンジョイチケットということで、町内の飲食店等へのクーポン等も含めてございましたが、交付金の事業といたしましては2,600万円ほどになっているものであります。

それから、観光事業等です。着地型の観光体制の補助、委託事業ということで、これにつきましても820万円ほど、それから第2弾になるわけです。特産品の付加価値化事業ということで、これについては200万円、それから生活交通路線への支援等々につきましてもこの対象としておりまして、バス運行の支援等々に係る部分です。この交付金から680万円ほど、それから施設整備の関係が1件ございまして、これは社会体育館のアリーナの床の張り替え工事といいますか、これが3,500万円ほどになっておるものであります。

それから、エンジョイチケットであります、2,600万円ほど、これは9月の補正だったと思っておりますが、そういう対策。

そしてまた、いわて子育て世帯への特別給付金でございますが、これは就学前の1万5,000円の部分、県の対象にならなかった分に対して、この交付金から対象として、今回の9月、この対策を講じたものでございました。

そして、今回12月になるわけですが、これにつきましてもいわて子育て世帯臨時特別支援金ということで、これにつきましては先ほどの就学前の子供と、そして今回は高校生の分が県の対象となっておりますので、その部分も対象といたしまして390万円ほどになっておるものであります。

それから、今回の畜産に係る資材高騰といいますが、餌高騰等の緊急対策事業といたしまして、これにつきましては、この給付臨時交付金からは5,700万円ほどを今回充当しておるものであります。

それから、先ほどの水道料金の支援といいますが、これにつきましても水道料金あるいは下水道料金の基本料金に対してでございますが、2,200万円ほどということで、合わせてこの事業の対象としては2億1,000万円ほどになっておりまして、そのうち配分をされておる経費が……すみません。今お話ししました2億1,600万円が交付されている額でありまして、総事業費は2億7,000万円ほどになっておるものであります。そういう中

で、今回の補正等におきましても餌の高騰対策等に、これにつきましても地域づくり振興基金から5,600万円ほどでしたか、取り崩しながら対策を講じているということ等もございまして、交付金より5,000万円、6,000万円ほど多く事業を進めているというような内容になっているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その使途については、今説明あったとおりにかと思っております。

それで、理解しやすい方法といたしまして、これは臨時交付金なわけですが、交付金とついた名称と、あるいはいろんな補助金、たくさんありますよね。国庫補助とか県補助もあるわけですが、補助金と交付金の違い、これもすっきり明確に補助金と交付金の違いを心得ていなければ、非常に質問の視点が違ってくるのかなと思っておりますので、何々補助金、何々交付金といったような場合はどのような違いが出てくるのか、この補助金と交付金の違いについて伺いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。補助金につきましては、特定の事業を実施したものに対する実績に対して払うような形かなというように思っておりますし、交付金につきましてはあらかじめ目的、こういった目的で幾らお支払いします、その中で事業を実施してくださいというような制度なのかなというように捉えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、補助金と交付金、簡単に説明をいただいたわけですが、補助金と交付金の場合には財源内訳では特定財源になるのか、一般財源になるのか、そういったような区別の相違もあると思いますが、今回の地方創生臨時交付金では一般財源になるのか、特定財源になるのか、こういったようなところほどのような見解をお持ちでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

補助金、交付金とも特定財源という捉え方をしております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この地方創生臨時交付金については、特定財源というような考え方ですね。今回のこれにはないんですが、地方交付税というのがありますよね。こういったような、一般的に交付金とついた場合には町の施策が自由度が高いのが一番特徴じゃないのかなと私は思うんでございますが、そういったようなことで地方交付税の場合には非常に自由度の高い、何でも使える財源だな、このように思っておりますけれども、その辺のところを明確にしておかなければ、この財源内訳で非常に迷いが生じ、いろいろな財政的な考え方が違ってくるのかなと思っておりますので、副町長、これももう少し詳しくこの特定財源、一般財源、補助金、交付金についてお知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。交付金、そして補助金ということでございますが、これにつきましては今総務課長からもご答弁申し上げましたように、補助金の分については先ほど話したように内容も一定の範囲の内容が示されておりまして、その中でその基準に沿った事業を進めていくという、そ

ういう内容になっておるものと、このように思っておりますし、それから交付金の分については今回の地方創生臨時交付金、例えてお話ししますけれども、これにつきましてもそれぞれの地域の特性に合わせたコロナ対策というのが広く目的の中にございまして、その中でそれぞれの町村がそれぞれの課題にどう対処していくかという、そういう交付金の内容になっていると、このように思っております。したがって、一定の考え方は示しながらも、それぞれの町村の対策にしっかりと結びつけていきながら、自由度を高めて、その地域の対策に結びつけていくというのが交付金の考え方であると、このように理解しておるところであります。

したがって、先ほどお話でございますように特定財源、一般財源の関わりについては、特にも交付金あるいは補助金等々については特定財源としての財源の区分の中で活用、運用しているということでございますから、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

27 ページ、商工費、先ほど副町長からもご説明があったわけですが、経済活性化事業費、そしていわゆる持続化給付金ということで400万円計上されております。9月により補正が

出まして、この場合はエンジョイチケット販売というようなことで、発売されたエンジョイチケットは数日で売り切れるというような状況だったと思います。買えなかった人も多かったのではないかと思います。現在年末年始に向けてコロナの第8波が大きな影響を町内経済にも及ぼしておると思っておりますが、町内の経済、年末年始に向けて商工業者に対する支援、あるいは今後経済活性化に向けた施策等、もしありましたら教えていただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回のエンジョイチケット等につきましては、早くにそのチケットは売り切れたということではありますが、この利用につきましては12月、1月までを期間として活用できる一つの対策として講じておりますから、これからその活用が出てくることであろうと思っております。この年末年始といえますか、そのときの活用というのが多く出てくるのが予想されるわけですが、そういう状況等も勘案しながら、見ながら、今後の対策は商工会等と協議しながら、その対策をさらに講じていかなければならないような状況ということになれば、それに合わせて対応をしてみたいと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

よろしくお願ひしたいと思いますが、大変状況的には厳しい状況が続いておりますので、ぜひとも総合的な政策をまとめていただき、しっかりした支援を行っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 38 号、令和 4 年度葛巻町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 38 号、令和 4 年度葛巻町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 39 号、令和 4 年度葛巻

町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 39 号、令和 4 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 39 号、令和 4 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 40 号、令和 4 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 40 号、令和 4 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 40 号、令和 4 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 41 号、令和 4 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 41 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 41 号、令和 4 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 41 号、令和

4 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 42 号、令和 4 年度葛巻町水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 42 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 42 号、令和 4 年度葛巻町水道事業会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 42 号、令和 4 年度葛巻町水道事業会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 43 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、

採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 43 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 43 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 43 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 44 号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の公民館の設置条例の一部改正ですが、新庁舎になったという事情も背景にはあるのではないのかなと思われま

す。それで、今回改正後の条文を見ますと、第 7 条の部分でも「公民館を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない」というふうなことになっているわけですが、公民館は教育委員会の事務になっているようなんですが、ここで特に町長の許可を受けなければならない理由と、どのようなことからこのよ

うになっているのかお伺いいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまの質問にお答えいたします。公民館の設置条例に係って教育委員会事務局が事務執行しているという形の中での町長の条文の中での町長の規定、許可、あるいは使用料等もそうなるわけではありますが、その内容についてでございますが、これにつきましては公民館の設置については社会教育法の第 20 条で目的、そして同法第 21 条によりまして「公民館は、市町村が設置する」ということにされている内容であります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、職務権限の特例が規定されております。この中で、条例の定めるところによりまして、当該地方公共団体の長が教育機関である公民館の事務の管理を執行することができることとされております。この地方教育行政組織及び運営に関する法律では、スポーツに関することも同様の考え方で規定をされておきまして、これにつきましても条例を定めることによりまして地方公共団体の長が管理、執行することができることと規定されているものでございます。したがって、これまでの社会体育館、それから総合運動公園条例があるわけではありますが、これを適用して当時も

整備されたものであると、このように思っております。社会体育館や総合運動公園に関する使用料許可の権限につきましては、条例制定にはいずれも町長の許可としているものであります。

そして、併せまして今回の条例案では会議室等々の使用料の徴収も規定しているところでありますが、使用料の徴収につきましては地方自治法第149条第3項の規定によりまして長の権限とされているところであります。使用料を徴収する社会教育施設につきましては、町長の権限に属する事務の補助執行とする規定があるわけでありましたが、その規定に基づいて教育委員会が事務執行をするという内容であります。したがって、条例では町長の規定、町長が許可するという形にもなるわけでありましたが、その事務執行は規定によって今お話ししたような内容で教育委員会が補助執行をするという内容になるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身については、およそ大体分かりました。

私は、一番ここで心配するような形になるのは、教育委員会の事務と町部局の事務、これははっきり分かれていますよね、地方自治法上あるいは社会教育法等で。こういったような公民館でございますので、教育委員会の事務というような形

になって、そして同じところの建物の中に住んで、そうしますと会議室等のホール、こういったような部分については全て町長部局でやるのか、教育委員会部局でやるのか、公民館でやるのか、そういったようなところも私にはちょっと分からないところがありましたので伺っているわけでございますが、背景は新庁舎の、通常でありますと公の施設の部分については条例設置が必要ですよと、使用料をいただくにも条例設置が必要ですよというようなことになりますので、今回のようなケース、庁舎が複合施設の性格を持っているのこういったような公民館は公の施設に該当してくるわけで、料金をいただくためには何かの条例で設定しなきゃならないというようなことも、それでこれで規定になっているのではないのかなと思っております。

実際の会議室等の使用許可を出すところの部局はどこになるのか、そしてまた町民の方々がこの会議とかホールを使いやすくするためにはどこがどうすればいいのか、そういったようなところがあると思いますので、あえて伺っているわけでございます。公民館ということですから、公民館で受付をした上で、町長の名目で許可を出していくというふうな形になるんですね、先ほどの補助執行というふうな考え方になります。それで間違いないのですか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。今回規定させていただきます会議室につきましては、23ページの別表第1に室名ということで掲げさせていただいているところの部屋でございまして、これが町民の皆様にご利用いただく部屋ということで、公民館のほうで事務を担当させていただくといたものでございます。複合施設ですので、このほかにも会議室あるわけですが、それらについては町長部局のほうで管理するといったことで、今回町民の皆様から使用料をいただいております。よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、この条例については、公民館の管理する部分については公の施設としての使用料でいただきますよというふうな形での理解でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

そのように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第44号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第44号、葛巻町立公民館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（休憩時刻 11時07分）

（再開時刻 11時20分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第9、議案第45号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例を議

題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 45 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 45 号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 45 号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 46 号、葛巻町若者定住支援住宅条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 46 号を採決します。この採決

は起立によって行います。議案第 46 号、葛巻町若者定住支援住宅条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 46 号、葛巻町若者定住支援住宅条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 47 号、盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
辰柳委員。

辰柳敬一委員

お伺いします。エネルギーの利活用、いわゆるごみを焼却した場合の利活用という部分がありますが、具体的にどのような施設を造って活用することなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。エネルギー利活用の施設の関係でございます。今年度まで準備室という組織の中で様々議論をしてきた経緯もございしますが、本格的な議論というか、具体的な議論につきましては令和 5 年 4 月に設立されます新組合

の設立を待ちまして、その新しい組合におきまして具体的な議論がされるものと認識してございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 47 号、盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 47 号、盛岡広域環境組合の設置に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

当局の方々は退席していただいて結構であります。

（当局退席）

（休憩時刻 11時25分）

（再開時刻 11時27分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第 12、要望第 5 号、農業資材高騰に関する要望書を議題とします。

議会事務局長から要望書の朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長（檜木幸夫君）

それでは、私のほうから要望書について朗読させていただきます。皆様も要望第 5 号と一緒に御覧ください。

要望第 5 号、令和 4 年 10 月 12 日付、東部和牛改良組合葛巻支部支部長、芳田聡。葛巻町議会議長、高宮一明様。

農業資材高騰に関する要望書。

秋冷の候、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は葛巻町の和牛繁殖推進事業に際しまして、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響、外食産業の衰退から国産和牛牛肉の消費が落ち込んでおり和牛子牛販売価格に影響を及ぼしている状況であります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響により飼料、肥料、燃料、資材価格は高騰を続けており和牛繁殖農家の経営は極めて厳しい状況にあります。

飼料は令和 2 年 10 月以降、トン当たり平均 3

万2,000円ほど値上がりし、今後も高止まりすることが予想されています。草地肥料は令和4年6月から200キログラム当たり1万1,000円ほど値上がりし、今までにない大きな値上がりとなりました。農業機械や、機械修理代についても30%ほど上昇し、今後もさらに値上がりが予想されます。また、トラクターに使用する軽油等の燃料も値上がりしており、すべての取引先の農業資材が高騰しております。前段でも述べたように全国的に市場相場は下落しており、子牛市場平均は直近で50万円台となり歯止めがかからない状況にあります。

町内の生産者からは今の状況が更に悪化することへの不安や、後継者不足はさらに悪化し、盛り上がりを見せてきた葛巻町の和牛繁殖も衰退してしまうという声が上がっております。

今後の価格動向次第では、状況はさらに深刻化し当町の和牛繁殖農家が経営を維持することができなくなる恐れがあることから、資材高騰の影響を可能な限り緩和していただきたく支援を要望します。

葛巻町の第一次産業としての和牛繁殖牛生産業を維持していくために下記のとおり要望いたしますので、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記。1、畜産資材高騰対策緊急支援給付金。

和牛繁殖雌牛、令和4年8月末時点12ヵ月以上の雌牛、1頭当たり5万円というものでございます。

朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長の朗読が終わりました。

この要望は、町及び議会双方に提出され、町では今回の一般会計補正予算（第4号）において畜産振興総合対策事業費に畜産生産資材価格等高騰対策事業費を計上したものです。先ほど審議し、一般会計補正予算（第4号）を賛成可決したところであります。この際の議論を踏まえて、委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。ご発言をどうぞ。山崎委員。

山崎邦廣委員

この要望でございますが、農業資材の高騰、これまでも話が多く出ておりますとおり、和牛農家の皆さんにおきましても深刻な影響が出ております。様々な要因、長期に及んでおりますし、いまだ先の見通し、困難な状況でもありますので、私は採択すべきものと考えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

要望書、このような中身で、現在厳しい農業、この状況が続いておりますので、こういったような要望については、我々も本当に心配しているところでございますので、この要望等についてはぜ

ひ採択すべきものであると、そのように認識をいたしております。

町は、既に1億300万円ほどの予算措置はしているようですが、1頭当たりになるのかどうかまではまだ確認はしておらないものの、こういったような形でのぜひ支援はすべきものであるというふうなことで、採択すべきものというふうな立場で発言を求めさせていただきました。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

確認なんですけれども、要望書の本文の7行目、文頭の「資料」は、これは餌の「飼料」ですね。確認をいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長。

議会事務局長（榎木幸夫君）

失礼いたしました。要望書はこのとおりで受領させていただきましたけれども、記載中の文字は、この文章から把握するに餌の「飼料」の記述の誤りと思っておりました。提出先には確認は申し上げませんでしたけれども、その考えで間違いはないと思いますので、そのようにお取り計らいいただきたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

配合飼料の「飼料」ということでございます。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。これから採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。要望第5号、農業資材高騰に関する要望書については、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、要望第5号は採択すべきものと決定しました。

なお、本要望に対する助成金は、一般会計補正予算（第4号）で賛成可決していることから、要望中の支援給付金については令和4年度一般会計補正予算（第4号）の内容によるものとするとの委員会意見を付するものといたします。

次に、日程第13、要望第6号、農業資材高騰に関する要望書を議題とします。

議会事務局長から要望書の朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長（榎木幸夫君）

それでは、要望第6号のほうを読み上げさせていただきます。

要望第6号、令和4年10月12日付、酪農生産部会葛巻支部長、中六角保広。葛巻町議会議長、高宮一明様。

農業資材高騰に関する要望書。

秋冷の候、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は葛巻町の酪農事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により外食産業の減退による経済への影響、ロシアによるウクライナ侵略や急激な円安の影響により、飼料、肥料、燃料、資材価格は高騰を続けており酪農家の経営は極めて厳しい状況に陥っています。

飼料は令和2年10月以降トン当たり、平均3万2,000円ほど値上がりし、今後も高止まりすることが想定されています。草地肥料は令和4年6月から200キログラム当たり1万1,000ほど値上がりし、今までにない大きな値上がりとなりました。農業機械の値上がり、機械の修理代も30%ほど上昇し、今後もさらに値上がりが想定されます。また、ガソリン等の燃料も値上がりしており、全ての取引先の農業資材が高騰しています。初任牛相場は30万円代に下落しており、飼料費などの購買未収金はこの1年間で30%ほど増加しています。

町内の酪農家からは、今の状況が続けばやっていけない、辞めたいと思っている農家や、先が見通せなく希望を見いだせないで後継者に継いでもらえないという不安の声が出ています。

今後の価格動向次第では、事態はさらに深刻化し、当町の酪農家が壊滅的な打撃を受ける恐れがあることから、価格高騰の影響を可能な限り緩和し、酪農家の負担が軽減されるように望みます。

つきましては、葛巻町の基幹産業のひとつであり、今年度で130周年を迎える酪農を継続していくために下記のとおり要望いたしますので、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記。1、畜産飼料高騰対策緊急支援給付金。

乳用牛、4ヵ月齢以上の雌牛、1頭当たり2万円。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長からの朗読が終わりました。

この要望は、町及び議会双方に提出され、町では今回の一般会計補正予算（第4号）において畜産振興総合対策事業費に畜産生産資材価格等高騰対策事業費を計上したものです。先ほど審議し、一般会計補正予算（第4号）を賛成可決したところであります。その際の議論を踏まえて、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。ご発言をどうぞ。辰柳委員。

辰柳敬一委員

内容については、そのとおりのわけでありますが、和牛のほうで1頭当たり5万円という、それから今回は2万円ということではありますが、先ほど農林環境エネルギー課長からでありましたが、

はっきりとした具体的な使い道はちょっと分からないというか、でありますので、できれば1億円の1頭当たりどうなのか、その辺が恐らく決まっているのではないのかなと思いますので、もしよければその辺を分かりたいんですが、その辺はいかがでしょうか、委員長にお願いしたいんですが。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

そのことの対応につきまして、ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻 11時43分）

（再開時刻 11時57分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの辰柳委員の質問に対し、担当課より答弁を求めます。農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げたいと思います。酪農家の補助金、具体的にはどのぐらいの金額というお尋ねだと思いますが、お答えしたいと思います。町内の平均的な酪農家飼養頭数、約40頭を基準に試算した数字でございますが、その場合、全体で約80万円の補助金となるものと試算をしております。したがって、経産牛1頭当たり約2万円、育成牛を含めると1頭当たり約1万2,000

円と試算をしているものでございます。

ただ、最終的には先ほど副町長からもございましたとおり、来年春の申告を待ちまして、申告の結果と3年分の申告の結果を比較した数字で最後は精算になるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

分かりました。了解しました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員、どうぞ。

遠藤裕樹委員

今の回答は和牛含めての回答ということですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先ほど申し上げましたのは酪農の部分でございまして、和牛農家のケースもご説明させていただきたいと思います。和牛農家につきましても、あくまで標準的な頭数、こ

ちらを基にございまして、町内の成牛の飼育頭数、約15頭前後であると把握してございます。こちらを基準にいたしまして、その場合ですが、全体で20万円程度の補助金となるものと現在は試算をしております。したがって、成牛1頭当たりの金額が約1万3,000円、育成牛を含めると1頭当たり約9,000円と試算しているものでございます。和牛につきましても、先ほどと同様に来年度、令和4年の確定申告を待つ最終的な精算を行いますので、あくまで現時点での試算ということで捉えていただければと思います。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。ございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。これから採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。要望第6号、農業資材高騰に関する要望書については、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、要望第6号は採択すべきものと決定しました。

なお、本要望に対する補助金は、一般会計補正予算（第4号）で賛成可決していることから、要

望中の支援給付金については令和4年度一般会計補正予算（第4号）の内容によるものとするとの委員会意見を付するものといたします。

以上で本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。長時間にわたりご苦勞さまでございました。

（閉会時刻 12時01分）